

議第5号

事 由	説 明
<p>藤沢都市計画生産緑地地区の変更（藤沢市決定）</p>	

藤沢都市計画生産緑地地区の変更（藤沢市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 101.3ha	石川一丁目地内において、箇所番号236の区域を廃止 西富字西原地内において、箇所番号345の区域を廃止 城南五丁目地内において、箇所番号365の区域を廃止 羽鳥三丁目地内において、箇所番号372の区域を廃止 羽鳥四丁目地内において、箇所番号376、613及び629の区域を廃止 辻堂元町三丁目地内において、箇所番号433の区域を縮小 川名字仲丸地内において、箇所番号484の区域を縮小 立石一丁目地内において、箇所番号533の区域を縮小 辻堂元町四丁目地内において、箇所番号561の区域を廃止 湘南台七丁目地内において、箇所番号635及び636の区域を追加

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由 書

### 1 箇所番号236

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、廃止の都市計画変更を行うものです。

### 2 箇所番号345

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、廃止の都市計画変更を行うものです。

### 3 箇所番号365

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、また、行為制限解除に伴い本生産緑地地区の面積が指定要件を満たさなくなることにより、区域の廃止の都市計画変更を行うものです。

### 4 箇所番号372

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、廃止の都市計画変更を行うものです。

### 5 箇所番号376

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、廃止の都市計画変更を行うものです。

### 6 箇所番号433

本生産緑地地区の一部について、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、縮小の都市計画変更を行うものです。

### 7 箇所番号484

本生産緑地地区は、土地所有者から隣接する農地についての生産緑地地区の指定申出がなされ、当該農地が既決定の生産緑地地区と一体となることにより、既決定の生産緑地地区の整形化が図られ良好な都市環境の形成に資することから追加指定を行うとともに、当該生産緑地地区の一部が都市計画道路3・3・2横浜藤沢線の事業用地として、神奈川県が取得したことにより、区域の縮小の都市計画変更を行うものです。

8 箇所番号533

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となり、今後も後継者が営農可能な部分を残して買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、区域の縮小の都市計画変更を行うものです。

9 箇所番号561

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、買取り申出がなされましたが、市内の連絡会議の結果、当該生産緑地地区の一部を公園用地として藤沢市土地開発公社が買い取ることにしましたが協議は不調に終わったことにより、廃止の都市計画変更を行うものです。

10 箇所番号613

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者及び後継者が死亡し、営農が困難となったため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、廃止の都市計画変更を行うものです。

11 箇所番号629

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者及び後継者が死亡し、営農が困難となったため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、廃止の都市計画変更を行うものです。

12 箇所番号635

本農地は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、その立地や規模等から、街区公園に準じる緑地機能の補完及び良好な都市環境の形成に資することから、生産緑地地区として新たに追加するものです。

13 箇所番号636

本農地は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、その立地や規模等から、街区公園に準じる緑地機能の補完及び良好な都市環境の形成に資することから、生産緑地地区として新たに追加するものです。

新 旧 対 照 表

日 月 年 変 更 ・ 宝 島 国 道 市 時

新旧の別	面 積	箇 所 数
新	約101.3ha	544
旧	約102.1ha	550
増減	-約0.8ha	-6

都市計画策定の経緯

1 都市計画決定・変更年月日

1992年(平成4年)	11月13日告示(市告第193号)	指定面積 約99.1ha	指定箇所数 543箇所
1993年(平成5年)	12月24日告示(市告第185号)	指定面積 約102.5ha	指定箇所数 565箇所
1994年(平成6年)	12月22日告示(市告第192号)	指定面積 約105.7ha	指定箇所数 581箇所
1995年(平成7年)	12月26日告示(市告第216号)	指定面積 約108.4ha	指定箇所数 593箇所
1996年(平成8年)	12月25日告示(市告第241号)	指定面積 約109.1ha	指定箇所数 598箇所
1997年(平成9年)	12月26日告示(市告第228号)	指定面積 約108.1ha	指定箇所数 589箇所
1998年(平成10年)	12月28日告示(市告第262号)	指定面積 約107.4ha	指定箇所数 586箇所
1999年(平成11年)	12月28日告示(市告第250号)	指定面積 約106.8ha	指定箇所数 580箇所
2000年(平成12年)	12月26日告示(市告第265号)	指定面積 約105.7ha	指定箇所数 574箇所
2001年(平成13年)	11月29日告示(市告第221号)	指定面積 約103.8ha	指定箇所数 563箇所
2002年(平成14年)	12月18日告示(市告第249号)	指定面積 約102.4ha	指定箇所数 554箇所
2003年(平成15年)	12月15日告示(市告第251号)	指定面積 約101.9ha	指定箇所数 550箇所
2004年(平成16年)	9月9日告示(市告第167号)	指定面積 約105.3ha	指定箇所数 564箇所
2004年(平成16年)	12月27日告示(市告第279号)	指定面積 約104.9ha	指定箇所数 561箇所
2005年(平成17年)	12月20日告示(市告第278号)	指定面積 約104.5ha	指定箇所数 560箇所
2007年(平成19年)	12月27日告示(市告第293号)	指定面積 約103.7ha	指定箇所数 553箇所
2008年(平成20年)	12月25日告示(市告第297号)	指定面積 約103.6ha	指定箇所数 552箇所
2009年(平成21年)	12月25日告示(市告第295号)	指定面積 約105.2ha	指定箇所数 565箇所
2010年(平成22年)	12月28日告示(市告第313号)	指定面積 約103.5ha	指定箇所数 561箇所



- (1) 追加する部分           なし
  
- (2) 削除する部分           なし
  
- (3) 変更する部分           藤沢市石川一丁目、西富字西原、城南五丁目、羽鳥三丁目、  
羽鳥四丁目、辻堂元町三丁目、辻堂元町四丁目、  
川名字仲丸、立石一丁目及び湘南台七丁目地内



生産緑地地区の都市計画変更に係わる経緯及び理由の概要一覧表(1/8)

箇所番号	都市計画変更の種類	都市計画変更に係わる経緯	都市計画変更に係わる理由	都市計画変更に係わる判断資料等
236	廃止	1. 当該生産緑地地区の主たる従事者（B氏）が死亡したため（平成23年5月29日）、後継者もないことからA氏から買取申出（平成23年12月12日）がなされたが、買取が行われず、行為の制限が解除（平成24年3月12日）された。	1. 生産緑地地区の行為制限が解除されたことによる。	1. 生産緑地地区の決定 （平成4年11月13日付 告示） 2. 生産緑地地区の買取申出 （平成23年12月12日 都市計画課 收受） 3. 生産緑地地区の買い取らない旨の通知 （平成24年1月11日付 申請者へ通知） 4. 生産緑地地区内における行為制限解除通知 （平成24年3月12日付 申請者へ通知）
345	廃止	1. 当該生産緑地地区の主たる従事者（AA氏）が死亡したため（平成23年2月13日）、後継者もないことからC氏から買取申出（平成24年3月29日）がなされたが、買取が行われず、行為の制限が解除（平成24年6月29日）された。	1. 生産緑地地区の行為制限が解除されたことによる。	1. 生産緑地地区の決定 （平成4年11月13日付 告示） 2. 生産緑地地区の買取申出 （平成24年3月29日 都市計画課 收受） 3. 生産緑地地区の買い取らない旨の通知 （平成24年4月27日付 申請者へ通知） 4. 生産緑地地区内における行為制限解除通知 （平成24年6月29日付 申請者へ通知）
365	廃止	1. 当該生産緑地地区の主たる従事者（F氏）が死亡したため（平成22年5月16日）、後継者もないことからE氏から買取申出（平成23年10月14日）がなされたが、買取が行われず、行為の制限が解除（平成24年1月14日）された。また、行為制限解除に伴い当該生産緑地地区の面積が指定要件を満たさなくなるため廃止の変更を行うもの。	1. 生産緑地地区の行為制限が解除されたことにより、当該生産緑地地区の面積が指定要件を満たさないことによる。	1. 生産緑地地区の決定 （平成4年11月13日付 告示） 2. 生産緑地地区の買取申出 （平成23年10月14日 都市計画課 收受） 3. 生産緑地地区の買い取らない旨の通知 （平成23年11月11日付 申請者へ通知） 4. 生産緑地地区内における行為制限解除通知 （平成24年1月14日付 申請者へ通知）

生産緑地地区の都市計画変更に係わる経緯及び理由の概要一覧表(2/8)

箇所番号	都市計画変更の種類	都市計画変更に係わる経緯	都市計画変更に係わる理由	都市計画変更に係わる判断資料等
372	廃止	1. 当該生産緑地地区の主たる従事者（G氏）が死亡したため（平成23年9月30日）、後継者もないことからH氏から買取申出（平成23年12月5日）がなされたが、買取が行われず、行為の制限が解除（平成24年3月5日）された。	1. 生産緑地地区の行為制限が解除されたことによる。	1. 生産緑地地区の決定 （平成4年11月13日付 告示） 2. 生産緑地地区の買取申出 （平成23年12月5日 都市計画課 收受） 3. 生産緑地地区の買い取らない旨の通知 （平成24年1月4日付 申請者へ通知） 4. 生産緑地地区内における行為制限解除通知 （平成24年3月5日付 申請者へ通知）
376	廃止	1. 当該生産緑地地区の主たる従事者（I氏）が死亡したため（平成23年11月21日）、後継者もないことからJ氏から買取申出（平成24年2月6日）がなされたが、買取が行われず、行為の制限が解除（平成24年5月6日）された。	1. 生産緑地地区の行為制限が解除されたことによる。	1. 生産緑地地区の決定 （平成4年11月13日付 告示） 2. 生産緑地地区の買取申出 （平成24年2月6日 都市計画課 收受） 3. 生産緑地地区の買い取らない旨の通知 （平成24年3月5日付 申請者へ通知） 4. 生産緑地地区内における行為制限解除通知 （平成24年5月6日付 申請者へ通知）
433	縮小	1. 当該生産緑地地区の一部を主たる従事者（L氏）が死亡したため（平成13年11月9日）、後継者もないことからK氏から買取申出（平成24年4月4日）がなされたが、買取が行われず、行為の制限が解除（平成24年7月4日）された。	1. 生産緑地地区の行為制限が解除されたことによる。	1. 生産緑地地区の決定 （平成4年11月13日付 告示） 2. 生産緑地地区の買取申出 （平成24年4月4日 都市計画課 收受） 3. 生産緑地地区の買い取らない旨の通知 （平成24年5月2日付 申請者へ通知） 4. 生産緑地地区内における行為制限解除通知 （平成24年7月4日付 申請者へ通知）